

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

たつの市長 山 本 実

市町村名 (市町村コード)	たつの市 (28229)
地域名 (地域内農業集落名)	田井地区 (田井集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、耕作者の高齢化が進み、集落の営農組合も解散したため遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるため、何等かの方策を検討する必要がある。また、ため池に不具合があるため修繕の必要がある。
主な作物: 水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

上記の課題を解決するために、一部の圃場整備田には近隣の担い手に入ってもらい、残りは新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みづくりが必要であり、引き続き検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
外部からの担い手が確保出来れば、その人への集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手として新規就農者が確保できれば、活用したい。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金を利用してため池の修繕を行っている。裏池については、フェンスがさび、根元が折れ、傾いており護岸が崩れているため修繕が必要。②前池については、排水路に土砂が堆積し、葦が生い茂って水が遅れない。また、護岸の石積みが崩れ、大きい水門が閉まらないため応急処置でしのいでいる状況であり修繕が必要である。その他の水利施設等については、土地改良区、受益者等と連携し、適期に補修対策を行うなど計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため乾燥・調製・防除作業は兵庫西農協に委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

特になし。